

## よくある質問



### 1 毎月の請求はいつからいつまで？

⇒毎月 1 日から 10 日 24 時まで。

**土日祝日関係なく、毎月 1 日から 10 日の 24 時まで**となります。

### 2 支払結果はどのように確認するの？

⇒請求月の翌月初めに、点検した結果や支払額に関する通知を連合会から送信します。

各種通知が送信された場合は、電子請求受付システムの「お知らせ」画面（ログイン後）に通知されますので、取得方法を確認のうえ各種通知を取得してください。詳しい通知日程については、「障害者総合支援給付事務処理日程表」をご参照ください。

### 3 振込日はいつ？

⇒毎月 15 日。

**15 日が休日の場合は、その日の前日**となります。

### 4 口座名義等が変更になった。どうすればよい？

⇒福島県国保連合会ホームページの各種様式より口座変更届をダウンロードいただき、必要事項を記載のうえ国保連合会へ郵送願います。

### 5 電子証明書の発行手数料はどのように支払を行うの？

⇒支払額から相殺されます（※代理人の場合は除く）。

相殺された場合、「障害福祉サービス費等支払決定額通知書」に相殺された証明書発行手数料が表示されます。

### 6 請求内容に間違いがあったので、再度送信したい。

⇒請求期間内（1 日から 10 日までの間）であれば、電子請求受付システムの「照会一覧」画面より請求「取り下げ」を実行後、再度送信してください。

### 7 支払完了後に請求内容に誤りを発見したので、再請求したい。

⇒過誤調整が必要となります。

過誤調整の詳細については、「過誤調整について」をご参照ください。

<次頁につづく>

## 8 電子請求受付システムにロックがかかってしまって、ログインできない。

⇒3回連続でログインに失敗するとIDにロックがかかります。

ロックされてから30分後に自動で解除されますが、解除されない場合は、お手数ですが下記担当へご連絡ください。

## 9 ログインパスワードを紛失した場合

⇒国保連合会ホームページ掲載の「パスワード初期化依頼書(障がい)」に必要事項を記載してFAXにてご送信ください。連合会にてパスワードを初期し、新しい「仮パスワード」が記載された「電子請求登録結果に関するお知らせ」を郵送いたしますので、電子請求受付システムから任意のパスワードに変更をお願いします。

## 10 証明書発行用パスワードを紛失した場合

⇒電子請求受付システムから「証明書発行用パスワード」の再発行を行ってください。

再発行の手順については、[電子請求受付システム 操作マニュアル(事業所編) 3.6.5. 証明書発行用パスワード再発行]をご参照ください。

## 11 電子証明書の有効期間が切れた場合

⇒電子証明書の有効期間が切れた場合は、電子請求受付システムから証明書発行申請を行ってください。(発行申請時には「証明書発行用パスワード」の入力が必要です)

## 12 電子証明書を紛失してしまった場合

⇒電子証明書の有効期間内であれば、再度電子請求受付システムからダウンロードすることができますので、請求を行うパソコンにインストールを行ってください。

**福島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 障害福祉係**

**TEL 024-523-2822/FAX 024-528-0989**

**〒960-8043 福島市中町3番7号**

**受付時間▶午前8時30分～午後5時まで(土・日・祝日を除く)**